

## 芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) <u>第2条第1項第4号</u>に規定するぱちんこ屋等(まあじゃん屋を除く。)及び<u>同項第5号</u>に規定するスロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備を備える店舗等のゲームセンターをいう。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。<u>以下「法」という。</u>) <u>第2条第1項第7号</u>に規定するぱちんこ屋等(まあじゃん屋を除く。)及び<u>同項第8号</u>に規定するスロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備を備える店舗等のゲームセンターをいう。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>

# 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 1. 客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じた規制を行う。

① 客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業(キャバレー等)

【接待をするもの】又は【低照度のもの】  
引き続き風俗営業として規制

② 客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(クラブ、踊れるレストラン等)

【低照度でなく、深夜まで営業するもの】  
(酒類の提供を伴うものに限る。)  
特定遊興飲食店営業として規制(下記2参照)

③ 客にダンスをさせる営業(ダンスホール等)

【低照度でなく、深夜に営業しないもの】  
【低照度でなく、酒類の提供を伴わないもの】  
飲食店営業として規制

風営法の規制から除外

## 2. 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興(ダンスを含む。)をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を特定遊興飲食店営業とし、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする<sup>1</sup>とともに、必要な規制を設ける。

### 【主な規制の内容】

- 欠格事由を設け、不適格者等を排除
- 条例により、営業可能な地域を限定
- 条例により、地域を定めて営業時間を制限することが可能
- 18歳未満の者の午後10時以降の立入りを制限

## 3. 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

### (1) 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務

- 営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置
- 苦情処理に関する帳簿の備付け

### (2) 風俗環境保全協議会の設置

- 特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに設置
- 警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民等により構成

## 4. その他所要の規定の整備

ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定を見直す。

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次 第一章〜第三章（略） 第四章 性風俗関連特殊営業等の規制 第一節 性風俗関連特殊営業の規制 第二節 特定遊興飲食店営業等の規制等</p> <p>第一款 特定遊興飲食店営業の規制等（第三十一条の二十二―第三十一条の二十五） 第二款 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条―第三十四条） 第三節〜第五節（略） 第五章〜第七章（略） 附則 （用語の意義） 第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客に遊興又は飲食をさせる営業</p> <p>二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）</p> <p>三〜五（略） 二・三（略） 4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>5〜10（略） 11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」</p>	<p>目次 第一章〜第三章（略） 第四章 性風俗関連特殊営業等の規制 第一節 性風俗関連特殊営業の規制 第二節 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条―第三十四条） 第三節〜第五節（略） 第五章〜第七章（略） 附則 （用語の意義） 第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業</p> <p>二 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）</p> <p>三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）</p> <p>四 削除</p> <p>五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）</p> <p>六〜八（略） 二・三（略） 4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>5〜10（略）</p>

とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者という。

13I この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一・二（略）

三 特定遊興飲食店営業

四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

1II この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一・二（略）

三 飲食店営業

（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、日出時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの